

# 令和6年度 済水槽設置整備事業 申込協議書作成上の注意事項

今回の申込協議は**令和6年度中に合併処理済水槽を設置する方**に対してのものです。

## 1) 申込協議期間

令和6年度の本事業の予算が予定額に達するまでの期間で市の休日を除く執務時間

## 2) 申込協議書の作成と提出

済水槽設置工事請負業者など設置者でない方が作成および提出しても構いませんが、  
**設置者住所および氏名の欄は必ず設置者（申込者）本人が自署してください。**  
(自署できない理由がある場合を除きます)

## 3) 設置者住所について

設置者が住民票を置いている住所を記入してください。済水槽を設置する住宅の都合により一時的に他の場所で仮住まいをしている場合でも同様です。

## 4) 設置者の氏名について

共有名義で済水槽を設置しようとする場合においても、補助金の交付を受けるのは一人となります。申込者を一人に定めて氏名を記入してください。

## 5) 設置場所について

複数の土地を一の敷地として済水槽を設置する場合でも、代表地番ではなく各地番を明記してください。（例：「大洲市大洲9997、9998および9999」など）

**設置場所を明確にするため必ず位置図（付近見取図など）を添付してください。**

## 6) 新築・増改築について

済水槽を設置しようとしている住宅について、当てはまるものを丸で囲んでください。

**済水槽設置にかかるチェック項目の新築用または転換用を必ず添付してください。**

**それぞれ申請者の欄は本人が自署してください。**

(自署できない理由がある場合を除きます)

## 7) 現在の状況について

設置場所に居住していない場合は設置者住所の状況に当てはまるものを、お住まいの住宅や居住する予定の住宅の既存槽を改造（転換）するなどの場合は設置場所の状況に当てはまるものを丸で囲んでください。

**後者の改造（転換）の場合においては必ず既存槽の写真を添付してください。また、既存の住宅を建て替える場合は、必ず建て替える前の住宅の既存槽の写真を添付してください。** 申込内容によっては設置者住所の既存槽の写真を求めることがあります。

## 8) 建物の延床面積について

補助金を受けて済水槽を設置する建物は、**主に居住を目的とした建物または延床面積の2分の1以上を居住の用に供する建物**でなくてはなりません。延床面積とその内訳の面積を記入してください。

## 9) 人槽区分について

人槽区分については、申込協議後の変更が出来ない場合があります。人槽区分が不明確な場合は「公益社団法人愛媛県済水槽協会」に相談のうえ申し込みを行ってください。

## 10) 請負業者および設備業者について

申込協議の時点で未定の場合はその旨を記入し、決まり次第ご連絡ください。